

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置について

令和2年3月26日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
危機管理部災害対策課
075-414-4476
健康福祉部健康福祉総務課
075-414-4545

本日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置されたため、同法第22条第1項に基づき、改めて西脇知事を本部長とする京都府新型コロナウイルス感染症対策本部を、以下のとおり設置しましたので、お知らせします。

1 設置日

令和2年3月26日（木）

2 体制

本部長：西脇知事

副本部長：山内副知事、山下副知事、舟本副知事

本部員：警察本部長、教育長、各部局長 等

※新たな執務室の設置はありません。また、対策本部会議を開催する際は、改めてお知らせさせていただきます。

【参考】新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋

第14条 厚生労働大臣は、…（中略）…新型コロナウイルス感染症…（中略）…のまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、…（中略）…閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

第22条 第15条第1項の規定により、政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。